

待望の改訂版！
最速リリース！

改正法案に即して、
実務への影響を
“いち早く把握”できます！

改訂版

弁護士が弁護士のために説く 債権法改正

改訂版

弁護士が
弁護士のために説く
債権法改正

東京弁護士会法友全期会
債権法改正特別委員会 編著

大好評『弁護士が弁護士のために説く 債権法改正』の改訂版
改正法案に即して“実務への影響”をより分かりやすく解説

立法趣旨や実務上の問題点を弁護士の視点から一読で把握！
改正が将来の業務に与える影響に備えるための一冊！

第一法規

〔編著〕 東京弁護士会法友全期会 債権法改正特別委員会
A5判／448頁 定価：本体3,200円＋税

本書の特長

- ◆大好評『弁護士が弁護士のために説く 債権法改正』を、改正法案に即し解説した改訂版！
- ◆改正法案に即して、“実務への影響”をより分かりやすく解説！
- ◆立法趣旨や実務上の問題点を弁護士の視点から一読で把握！
- ◆改正が影響する関連法の一部についても解説を追加！

初版は
こちら！

弁護士が
弁護士のために説く
債権法改正

東京弁護士会法友全期会
債権法改正特別委員会 編著

大好評『速報！現行条文比較債権法改正』の解説書
“実務への影響”を分かりやすく解説

改正趣旨や実務上の問題点を弁護士の視点から一読で把握！
改正が将来の業務に与える影響に備えるための一冊！

第一法規

目次（抜粋）

- | | | | |
|-------------------|---------------|-----------------|----------|
| 第1 公序良俗（民法第90条関係） | 第13 危険負担 | 第25 更改 | 第37 雇用 |
| 第2 意思能力 | 第14 受領遅滞 | 第26 契約に関する基本原則 | 第38 寄託 |
| 第3 意思表示 | 第15 債権者代位権 | 第27 契約の成立 | 第39 組合 |
| 第4 代理 | 第16 詐害行為取消権 | 第28 定型約款 | 第40 その他 |
| 第5 無効及び取消し | 第17 多数当事者 | 第29 第三者のためにする契約 | |
| 第6 条件及び期限 | 第18 保証債務 | 第30 売買 | |
| 第7 消滅時効 | 第19 債権譲渡 | 第31 贈与 | 法令索引 |
| 第8 債権の目的（法定利率を除く） | 第20 有価証券 | 第32 消費貸借 | 判例索引 |
| 第9 法定利率 | 第21 債務引受 | 第33 貸貸借 | 編集後記 |
| 第10 履行請求権等 | 第22 契約上の地位の移転 | 第34 使用貸借 | 執筆者一覧 |
| 第11 債務不履行による損害賠償 | 第23 弁済 | 第35 請負 | 編者プロフィール |
| 第12 契約の解除 | 第24 相殺 | 第36 委任 | |



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第28 定型約款

当な事由がある場合を除きみなし合意の規定の適用除外となる旨定めた。

なお、定型取引合意後の約款内容開示請求を定型約款準備者が拒んだ場合や定型取引合意前の開示請求につき定型約款準備者が開示を怠った(=拒んではいない)場合について特段の規定は置かれておらず、そのような場合にまで当該定型約款がみなし合意の適用除外となるわけではない。もっとも、開示義務の不履行であるから債務不履行一般の問題となり(部会資料75B、11頁)、場合によっては損害賠償義務が発生する余地がある。

4 定型約款の変更

【現行条文】

新設

【法案】

(定型約款の変更)

第548条の4 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

- 一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
 - 二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定め有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3 第1項

来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。
4 第548条の2第2項の規定は、第1項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

■ 解説

▶立法趣旨

定型約款に基づく取引開始後に定型約款の内容を変更する必要がある場合がある。この場合については、契約の一般原則からすると、変更について相手方当事者の同意がなければその効力は生じないものとなるはずである。

しかし、定型約款が用いられる取引は、相手方が不特定多数であるため変更につき個別の同意を取り付けることを要求することが現実問題として困難である。

そこで、法案は、定型約款の変更について規律を設けている。

すなわち、その変更が①相手方の一般の利益に適合するか、又は②契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更の内容の相当性、民法の定めにより変更をすることがある旨の規定の有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的であるといえる場合には、定型約款の条項の変更が認められる(法案1項)。

ただし、変更の効力発生時期の定め及び定型約款変更と変更後の内容を周知しなければならないが、これを効力発生時までに済ませなければ変更の効力を生じない(法案2項及び3項)。

なお、法案548条の4第1項1号において定型約款変更要件として具体的な考慮要素を定めているため、法案548条の2第2項によるみなし合意の除外規定は適用されない(法案4項)。

▶実務上の留意点

法案548条の4は、定型約款に変更条項が置かれていることを変更の必須要件としていない。もっとも、法案548条4第1項における変更のための要件と

第40 その他

た(部会資料75A、56頁)。その結果、法案においては、組員が1人になった場合を組合の解散事由に加えることは見送られた。したがって、同論点については、引き続き解釈に委ねられることとなった。

(野村 拓人、廣畑 牧人、山田 博貴、岩田 修一)

第40 その他

今回の改正に伴い、諸法令について規定の整備がなされる。
以下、主要と思われる事項について概説する。

【法案】

商法
(商事法定利率)
第514条 削除
(商事消滅時効)
第522条 削除

■ 解説

法定利率については、改正後は、法案404条の規律に則って運用される(第9 法定利率)。そして法案404条1項は、「利率は、その利息が生じた最初の

民事消滅時効と商事消滅時効の適用関係が明確でなく、いずれの規定が適用されるのか判断が容易ではなかったことや時効期間の差異を合理的に説明することが困難であったことから、民法166条の改正に伴って、統一的な扱いをすることとなったものである(部会資料78A、12頁以下)。その他、製造物責任法等においても、時効に関する改正がなされる(整備法案96条等)。

【法案】

破産法

(転得者に対する否認権)

第170条 次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因があるときは、否認権は、当該各号に規定する転得者に対しても、行使することができる。ただし、当該転得者が他の転得者から転得した者である場合においては、当該転得者の前に転得した全ての転得者に対しても否認の原因があるときに限る。

- 一 転得者が転得の当時、破産者がした行為が破産債権者を害することを知っていたとき。
- 二 転得者が第161条第2項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得の当時、破産者がした行為が破産債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。
- 三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によって転得した者であるとき。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 債権法改正・改

検索

CLICK!